

インター協同組合通信

2020年1月1日 No.2

(発行元)

105-0013 東京都港区浜松町 2-8-14 浜松町 TSビル 7F
インター協同組合 TEL:03-5408-3611 FAX:03-5408-3612



インドネシア百景その② <ブサキ寺院(バリ島)>

当組合の実習生たちが技能検定(評価)試験合格しました！！



随時3級、学科・実技試験共、見事合格
しました！帰国までラストスパート！！



千葉県企業 2019年1月配属 アルガさん・イベンさん

ウチュブさん(機械加工)

神奈川県企業 2017年4月配属 アディさん(仕上げ)



埼玉県企業 2019年1月配属 シパさん・ナワさん・アリアさん

ハルトさん(検査・機械加工)



静岡県企業 2019年3月配属 アピブさん

(非加熱性水産加工食品製造)

実習生へのインタビュー



群馬県企業 2018年10月配属 ワヒュラーさん

Q:なぜ技能実習生として来日しようと思いましたか？

A:まず、日本が大好きだったからです。理由は何と言ってもアニメ。「NARUTO」や「BORUTO」「ワンピース」等が大好きでした。

Q:休日はどんなことをして過ごしていますか？

A:やはり、平日に一生懸命実習をしているので、洗濯や料理掃除をすることで終わってしまうことが多いですね。たまに、公園に散歩に行ったりして、リフレッシュすることもあります。

Q:日本で生活して困っていることはありますか？

A:家族がいなくて寂しいことが一番大きいです。あとは、気温ですね。夏は蒸し暑く、冬は本当に寒いです。

Q:日本とインドネシアの文化の違いを感じたのはどんな時でしょう？

A:職場に女性が少ないことです。あとは、飲み会の文化でしょうか。

Q:当面の目標はなんでしょう？

A:日本語検定試験に合格することです。まずはそこからですね。

Q:将来の夢を教えてください。

A:金属プレスの技術をインドネシアで活かし、その後は、日本語の先生になりたいです。頑張ってください！ありがとうございました。

★機構の現地検査のご協力をお願い致します★

機構の現地検査の連絡、もしくは来訪があった場合は当組合までご連絡をお願い致します

1. 外国人技能実習機構とは

外国人技能実習機構（Organization for Technical Intern Training (OTIT)）（以下「機構」という。）は、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「技能実習法」という。）」に基づき法務省及び厚生労働省が所管する認可法人です。

外国人の技能等の習得に関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的として平成29年1月25日に設立されました。

機構の主な業務は、技能実習計画の認定、実習実施者・監理団体に対する現地検査、各種届出の受理、相談・援助業務等があります。

2. 外国人技能実習機構が行う現地検査

◆機構の職員は、主務大臣からの委任を受けて、実習実施者に対して現地検査を行うことが技能実習法に定められています（技能実習法第14条）。

◆現地検査には、関係者から相談、申告、情報提供があった場合等に直ちに行う臨時検査、原則監理団体が1年に1度、実習実施者に3年に1度実施する定期検査があります。

◆現地検査において、認定計画に従って技能実習が適正に行われているか確認するため、実習実施者に報告を求め、必要な帳簿書類等を確認します。

技能実習法違反の場合や出入国・労働関係法令違反（実習生に深夜労働があるにも関わらず、年1回の健康診断のみしか行っていない等、お気を付けください）が疑われる場合などには、改善勧告・改善指導を行います。

◆改善勧告・改善指導に対して書面で改善報告を求めるほか、再度訪問して実地に改善状況を確認する場合があります。

◆実習実施者は、機構の現地検査に際して、虚偽の報告や虚偽の必要書類の提出等をした場合には、認定計画の認定が取り消される場合がありますのでご注意ください。

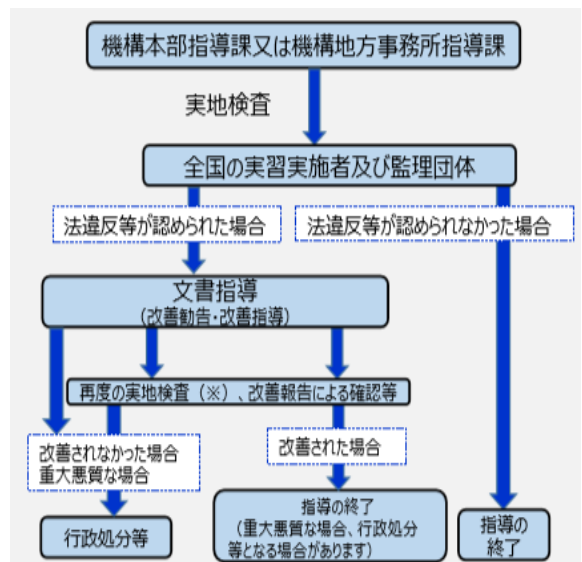
3. 現地検査と行政処分等について

現地検査の結果、認定計画に従って技能実習を実施していなかったことや技能実習法に違反していたこと等が判明したときは、出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣が改善命令または認定の取り消しを行う場合があります。

認定を取り消された場合、新たな技能実習は5年間でできなくなります。

常日頃から関係法令を遵守することはもとより、機構からの現地検査時の指摘等については、迅速に改善を図るようしてください。

【現地検査の一般的な流れについて】



※再度の現地検査を実施せず、行政処分等となる場合があります。

行政処分等の種類について

○改善命令（技能実習法第15条）

認定計画に従って技能実習を行わせていない場合や技能実習法令、出入国・労働関係法令に違反した場合に、必要な措置を期限を定めて命令

○認定の取消し（技能実習法第16条）

- ・認定計画に従って技能実習を行わせていない場合
- ・欠格事由に該当した場合
- ・現地検査に際して虚偽の報告等をした場合
- ・改善命令に違反した場合 など



インドネシア百景その③ 《ジャカルタの夜景》



インター協同組合

【東京本部】

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-8-14 浜松町 TSビル 7F
TEL: 03-5408-3611 FAX: 03-5408-3612

【静岡事務所】

〒420-0004 静岡県静岡市葵区末広町 110 番地和光ビル別館 2F
TEL: 054-275-0350 FAX: 054-275-0351